

# I 総説



## 解説

### はじめに

既刊の幾つかの財政史シリーズの資料編では、非公開ないし未公開ないし秘密であった資料が、そこで初めて明らかにされることも少なくなかった。特に占領期を対象とした財政史での占領軍の内部資料などは、当然そうしたものであった。国内に限っても、財政関係者から寄贈された個人的な資料にも、それまで外部に存在が明らかでなかったものや、部分的にのみ知られていたものが少なからず含まれていたし、省庁内部の保存資料についてもそうであった。だが、情報公開が徹底している現在では、そうした意味での新資料はあまり期待できない。行政文書の多くは公開されているか、請求によって入手可能になっているからである。

とはいえ、『平成財政史—平成元～12年度』シリーズ（以下「本シリーズ」という。）の読者がそうした公開物を常に保有しているとは限らないし、請求により入手するといっても、そもそもいかなる資料が存在しているかわからない場合もある。読者は、叙述編での引用文献によって多彩な資料の存在を察知していただけるであろうが、執筆者はそのなかでも少数の重要なもの、ないし叙述編には掲載しなくても、より深く研究しようとする読者に必須と思われる資料を資料編に載せている。それはこの総説の資料編に限らずすべての分野の資料編についていえることである。

なお、総説の資料編では、本シリーズ全体の大きな流れを捉えるのに必要な限られた少数の資料を掲げているに過ぎず、より立ち入ったものは、関係する分野の資料編の参照を求めたい。

### 第1部 バブルとその崩壊 —特例公債依存脱却から再 発行への財政の軌跡—

総説の第1部は平成元年度から平成6年度までをカバーするが、第2部（平成7～12年度）ともども、叙述編の第1巻では、『国の

予算』、『経済白書』、各種審議会・調査会の資料、国会の会議録などを基本資料として利用し叙述している。特に『国の予算』は、政府の毎年度の経済運営の立場を闡明している「経済見通しと経済運営の基本的態度」や「予算編成方針」などをはじめ、予算関係の主要な資料や計数などを掲載している必須の文献である。ただし各年度の当初予算・補正予算を基本的に方向付けている、時の経済対策、例えば平成4年8月の「総合経済対策」の全文などは載せられていないし、本シリーズの叙述編にも分量の関係で当然含み得ない。しかし、各年度の当初予算・補正予算の意味を十全に理解するためには、その土台・根底をなすその時の経済対策の全貌を知ることが不可欠である。そこでこの資料編の第1部では、対象期間に採られた以下の5つの経済対策の全文を採り上げておく。

#### 1) 「緊急経済対策」

平成4年3月31日（資料8-1）

#### 2) 「総合経済対策」

平成4年8月28日（資料8-2）

#### 3) 「総合的な経済対策の推進について」

平成5年4月13日（資料8-3）

#### 4) 「緊急経済対策」

平成5年9月16日（資料8-4）

#### 5) 「総合経済対策」

平成6年2月8日（資料8-5）

1) は平成期初めての経済対策である。平成元年度から平成3年までは好況・バブル期の後半ないし末期でそうした対策はなされなかったが、バブル崩壊後、平成4年に入って緊急に打ち出されたものである。

2) は1) が必ずしも効果的でなかったことに対して平成期の実質的な第一弾の経済対策ともいわれ、抑制型だった当初予算を大幅に修正した平成4年10月の平成4年度補正予算（第1号）がこれを裏付けることとなる。

3) は新総合経済対策ともいわれ、平成5年度当初予算を成立させた同じ第126回国会で成立した補正予算（第1号）が、公共事業の大幅な拡張によってこれの実現を図った。

4) は自由民主党（以下「自民（党）」という。）単独政権に代わって登場した非自民8党派連立政権<sup>(註)</sup>の打ち出したもので、急激な税収減少に対応すべく緊急に採用され、

平成5年12月の補正予算（第2号）がその受け皿となった。

5）は、景気の悪化にもかかわらず非自民8党派連立政権が平成6年度予算を平成5年度末までに編成できなかったこととの関わりで、平成5年度補正予算（第3号）と平成6年度当初予算を連携させた15か月予算の構想で景気対応を図って組成した政策で、総事業規模15兆円を超える史上最大規模の経済対策である。

（注）日本新党、新生党、新党さきがけ、社会党、公明党、民社党、社会民主連合、民主改革連合の8党。他は日本共産党。

## 第2部 日本経済の長引く停滞と再生に向けて

### 1. 概要

叙述編の第1巻第2部では、1990年代後半、つまり平成7年度から平成12年度の6年間は分析対象であるが、その期間の利用できる政府の資料はほとんどが公表済みのものである。そこで、執筆に当たり、すでに公表済みの次の4種類の資料を主として参考にした。

第一に、政府の発刊する年報あるいは月報の機関紙である。日本経済の動向一般の流れを把握するために、『経済白書』の年次報告や『ESP』掲載の論文、資料が有用であった。

第二に、年々の景気動向・見通しを検討するために、政府が毎年「閣議決定」ないし「閣議了解」する「経済見通しと経済運営の基本的態度」、日本銀行「企業短期経済観測調査」（いわゆる日銀短観。）、そして民間機関が例年公表する、翌年度の経済の見通しに全面的に依存した。

第三に、この時期にほぼ毎年政府により策定・公表されていた経済対策の報告書を取り上げた。

そして第四に、内閣府あるいは財務省の各種の審議会の答申・報告書、あるいは財務省各局の策定した文書にも目を通した。とりわけ政府税制調査会、財政制度審議会、金融制度調査会などの資料は、『国の予算』と並んで積極的に活用した。

その他にも、新聞報道も時々引用し議論に臨場感をもたせるようにした。

資料編において与えられたスペースはごく限られている。そのために、この資料編では、叙述編で叙述した資料のごく一部のみを掲載するにとどまった。とりわけ一般に入手が困難と思われる14篇の資料を選んだが、以下3つのグループに分けて年次順に掲載している。

### 2. 政府の経済見通し

政府は毎年年初ないし前年末に、当年度の日本経済の展望と課題を前年度までの進捗状況と併せて、「経済見通しと経済運営の基本的態度」としてその姿勢を明らかにしている。分析対象の平成7～12年度のすべてについて資料を得られるが、そのなかで代表させ、平成7年度（資料8-6）と平成12年度（資料8-7）の2つの年度の内容を紹介した。その最大の特徴は、毎年主要経済指標について、前々年度「実績」、前年度「実績見込み」、当年度「見通し」が得られることである。主要指標として、国内総生産（名目及び実質）、労働・雇用、生産活動、物価、国際収支の5つの系列が得られる。

これらのデータから、政府は、経済成長率あるいはデフレ脱却について毎年極めて楽観的な見通しを策定していたことが判明する。例えば、平成7年度に名目成長率3.6%、実質成長率2.8%を見込んでいるが、翌年度に公表した実績見込みは各々、0.9%と1.2%に過ぎない。そしてこの間一貫してプラスの物価上昇率を予想していた。この政府の日本経済に対する楽観的な見通しは、民間機関の経済見通しと比較すると相当上回っているといえる。

### 3. 政府の政策的対応

政府は、この時期、低成長、デフレ状況が続くなかで毎年のごとく景気てこ入れのために相次いで経済対策を打ち出さざるを得なかった。平成7年度から平成12年度にかけ、主要なものだけでも次の8つに及ぶ。

#### 1) 「緊急円高・経済対策」

平成7年4月14日

#### 2) 「緊急円高・経済対策の具体化・補強を図るための諸施策」

平成7年6月27日

#### 3) 「経済対策—景気回復を確実にするために—」

平成7年9月20日

#### 4) 「21世紀を切りひらく緊急経済対策」

平成9年11月18日

- 5) 「総合経済対策」 平成10年4月24日
- 6) 「緊急経済対策」 平成10年11月16日
- 7) 「経済新生対策」 平成11年11月11日
- 8) 「日本新生のための新発展政策」

平成12年10月19日

この間、「規制緩和推進3ヵ年計画」(平成10年3月31日)等の規制緩和計画、「緊急経済対策の実施状況と今後の予定」(平成11年4月23日)も公表された。

上記のこれらのうち、比較的重要と思われる1)(資料8-8)、3)(資料8-9)、4)(資料8-10)、6)(資料8-11)、7)(資料8-12)、8)(資料8-13)の6つを、全体を代表して資料編に掲載した。各表題に付けられた「緊急」、「総合」、「新生」などから、景気対策に向けた政府の強い姿勢がうかがえる。

#### 4. 各種審議会の関連資料

数多くの審議会や調査会の答申、報告書も利用できる。このなかで、財政構造改革法と金融システムの安定化とに関する5つの資料を掲載した。前者については推進並びに停止の特別措置法を(資料8-14「財政構造改革

の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」、資料8-15「財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律」、後者については金融制度調査会などの金融システムの安定化対策の資料を取り上げた(資料8-16「金融システム安定化のための緊急対策について」、資料8-17「銀行の自己査定(試行)の集計額について」、資料8-18「金融制度調査会 金融システム安定化委員会の審議経過報告」)。当時の財政再建と不良債権処理に関する政府の対応の一環が読み取れよう。

その他として、平成10年11月16日に発動された「緊急経済対策」の中に盛り込まれた「地域振興券」に注目し、その内容を示すためにその「要綱」を掲上した(資料8-19 北海道新得町訓令第15号「地域振興券交付要綱」)。当時、その効果が疑問視されかつ人気取りとの批判も受けたが、これが、地域経済の活性化と地域振興を目的として採用されたことが明らかになるであろう。